岐阜県議会の活性化改革に関する 調査・検討について

中間答申

平成24年2月24日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する中間答申

昨年6月21日議長より議会活性化改革検討委員会に諮問をいただいた、県議会の 政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調 査・検討のうち、議会活動の透明性向上に係る「政務調査費のあり方」のうち「対象 経費の基準」については、結論に達したため、当委員会の中間答申として提出する。

本委員会の設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっており、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、昨年6月21日に発足した。

これまでの審議状況

昨年6月21日に議長により諮問を受けて委員会が発足してから、これまで7回に わたり委員会を開催し、岐阜県議会の活性化改革について議論を進めてきた。

また、昨年12月15日には、議会活動の透明性向上に係る「政務調査費のあり方」 のうち「領収書の添付の義務付けについて」及び「費用弁償のあり方」について、委 員会として結論をまとめ中間答申を行っている。

これまでの審議経過

区分	委員会開催日	審議内容
1	H 2 3 . 6 . 2 1 (火)	正副委員長互選、運営方針案検討、 担当主査・副主査指名
2	H 2 3 . 7 . 6 (水)	検討項目の決定
3	H 2 3 . 9 . 1 5 (木)	検討項目の論点整理
4	H 2 3 . 1 0 . 5 (水)	政務調査費、費用弁償のあり方の検討
5	H 2 3 . 1 1 . 3 0 (水)	中間答申案(政務調査費、費用弁償)の検討
6	H 2 3 . 1 2 . 1 4 (水)	中間答申とりまとめ(政務調査費、費用弁償)
7	H 2 4 . 2 . 2 4 (金)	中間答申とりまとめ(政務調査費マニュアル) 他の検討項目についての検討

政務調査費の使途基準について

政務調査費の使途基準については、岐阜県政務調査費の交付に関する規程により 定められており、平成19年の調査・検討時には、「議員が、政務調査活動に要し た費用であると明確に判断できるものだけで、交付分の収支報告が可能なことから、 新たに詳細な使途基準を作成することは必要ない」という理由から作成を見送った が、その後、多くの県においてマニュアルが作成され透明性向上が図られている。

今回、政務調査費の領収書等の添付について見直しが行われるのに併せて、政務 調査費の使途基準等について調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

(1)政務調査費使途基準について

政務調査費の透明性向上を図るため、政務調査費使途基準を作成する必要がある。

具体的には、制度の概要、事務手続き、使途基準等を網羅したものであるべきであり、「政務調査費マニュアル」(別添)のとおり作成することが適当である。

なお、作成にあたっては、領収書の添付する金額の見直しに伴い、新たに必要となる様式等を改正することが適当であり、実施方法については次のとおりとする。

実施方法

- ・岐阜県政務調査費の交付に関する規程(平成13年岐阜県議会告示第1号)を 改正する。
 - ・第4条の条文及び別記第2様式から第4号様式を改正する。
 - ・収支報告書等の訂正に関する条文を、規程第6条としてを追加するとともに、 別記第5号様式を追加する。
 - *改正、追加する様式については、政務調査費マニュアル参照

実施時期

・施行予定 平成24年4月1日

・適用施行日以降に交付する政務調査費